

重要事項説明書

1、「訪問看護ステーションはぎやま」の概要

(1) 訪問看護ステーションの指定番号及び地域

※下記の地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください

事業所名	社会医療法人社団愛有会 訪問看護ステーション はぎやま	栄町分室	武蔵村山分室
所在地	東京都東村山市本町 4-7-14	東村山市栄町2-10-51 NSビル107 2階	武蔵村山市学園3-38-1 藤ハイツ205
電話	042-313-3250	042-396-7700	042-516-8860
FAX	042-313-3235	042-396-7755	
管理者氏名	佐野みゆき		
介護保険 指定番号	東京都指定事業者 「1367192230号」		
サービス 地域	東村山市・小平市・東大和市・東久留米市・武蔵村山市・立川市		

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	看護師	1名		訪問看護・相談業務	1名
従事者	看護師・准看護師	5名	3名	訪問看護・相談業務	8名
	理学療法士・作業療法士		7名	訪問リハビリ・相談業務	7名
事務職員		3名	2名	一般事務、運転業務	5名

(3) 営業時間

月 ~ 土	午前9時 ~ 午後5時
-------	-------------

※日曜・祝日および年末年始の12月30日～1月3日は休業とさせていただきます。

2、サービスの内容

(1) 病状に合わせた看護をいたします。

※病状の観察と判断（体温・脈拍・呼吸・血圧等の測定）

※食事・清潔・排泄・移動の介助

※医師の指示による医療的処置（床ずれの予防と手当て・傷の手当て・各種カテーテル(管)の交換と管理・点滴・吸入・吸引・在宅酸素の管理・膀胱洗浄等）

※薬の飲み方と管理

※リハビリテーション

※療養生活に関する相談・助言

※精神・心理面のケア

※認知症のケア ※終末期のケア

(2) ご家族への助言や相談を承ります。

※療養の世話の仕方 ※介護用品の紹介 ※応急手当ての方法 ※主治医のかかり方等

※家族の健康問題や悩みの相談

(3) かかりつけの医師（医療機関）との連絡と調整を行います。

※かかりつけの医師への病状の報告と相談 ※緊急時の対応等

※かかりつけの医師からの治療方針と指示を受ける

- (4) 介護予防居宅サービス計画の変更を希望する場合は、関係する居宅介護支援事業所への連絡などの必要な援助を行います。

3、サービス内容に関する相談・苦情（個人情報含む）

相談窓口 電話 042-313-3250 FAX 042-313-3235

受付時間 月～土曜日(祝日を除く) 午前9時～午後5時 担当者 所長 佐野みゆき

※東京都国民健康保険団体連合会・苦情相談窓口 ☎03-6238-0177

※各保険者 東村山市 042-393-5111

小平市 042-341-1211

東大和市 042-563-2111

東久留米市 042-470-7777

武蔵村山市 042-565-1111

立川市 042-523-2111

(受付時間は国保連・各保険者とも土・日・祝日を除く9時～17時)

4、利用料金

- (1) 利用料金（実費負担等は別紙料金表参照）：

1単位あたり東村山市の事業所からの訪問は11.05円、武蔵村山市の事業所からの訪問は10.42円、准看護師の場合は90/100を乗じた金額に、介護保険からの給付サービスを利用する場合は、「利用者負担の割合」分をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスは自己負担となります。

(下記の表はサービス提供体制強化加算を含む)

■東村山市の事業所からの訪問の場合

【要介護者】

所要時間	単位(1単位:11.05円)	金額(1割負担分)	金額(2割負担分)	金額(3割負担分)
20分未満	314+6単位	354円	708円	1061円
理学療法士等(1回20分)	294+6単位	332円	663円	995円
30分未満	471+6単位	527円	1054円	1581円
30分以上1時間未満	823+6単位	916円	1832円	2748円
1時間以上1時間30分未満	1128+6単位	1253円	2506円	3759円

【要支援者】

所要時間	単位(1単位:11.05円)	金額(1割負担分)	金額(2割負担分)	金額(3割負担分)
20分未満	303+6単位	342円	683円	1025円
理学療法士等(1回20分)	284+6単位	321円	641円	962円
30分未満	451+6単位	505円	1010円	1515円
30分以上1時間未満	794+6単位	884円	1768円	2652円
1時間以上1時間30分未満	1090+6単位	1211円	2422円	3633円

■武蔵村山市の事業所からの訪問の場合

【要介護者】

所要時間	単位(1単位:10.42円)	金額(1割負担分)	金額(2割負担分)	金額(3割負担分)
20分未満	314+6単位	334円	667円	1001円
理学療法士等(1回20分)	294+6単位	313円	626円	938円
30分未満	471+6単位	497円	994円	1491円

30分以上1時間未満	823+6単位	864円	1728円	2592円
1時間以上1時間30分未満	1128+6単位	1182円	2364円	3545円

【要支援者】

所要時間	単位(1単位:10.42円)	金額(1割負担分)	金額(2割負担分)	金額(3割負担分)
20分未満	303+6単位	322円	644円	966円
理学療法士等(1回20分)	284+6単位	303円	605円	907円
30分未満	451+6単位	477円	953円	1429円
30分以上1時間未満	794+6単位	834円	1668円	2501円
1時間以上1時間30分未満	1090+6単位	1142円	2284円	3426円

- ※ 介護予防訪問看護では、理学療法士等が1日3回以上訪問した場合は50/100に相当する単位数を算定します。また、利用開始月より12月を超えた期間に理学療法士等による介護予防訪問看護を行う場合は1回につき5単位減算となります。
- ※ 基本料金に対して、早朝(午前6時～午前8時)・夜間(午後6時～午後10時)帯は25%増し、深夜(午後10～午前6時)は50%増しとなります。
- ※ 同時に複数の看護師等が訪問看護を行った時は、30分未満254単位、30分以上402単位が加算されます。看護補助者の時は、30分未満201単位、30分以上317単位が加算されます。
- ※ 24時間の連絡体制をとり、必要な時に訪問する場合は、契約により1月につき、574単位が加算されます。
- ※ 在宅療養での器具使用など特別な管理を必要とする利用者の場合、1月につき250単位、重症度等の高い利用者(留置カテーテル使用など)は500単位が加算されます。また、特別な管理を必要とする利用者の場合、訪問の所要時間が1時間30分以上となるときは、1回につき300単位が加算されます。
- ※ 在宅で死亡したときは、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に、死亡月につき2500単位が加算されます。
- ※ 厚生労働大臣が定める基準に適合している場合、1回の訪問につき6単位、1月につき200単位または550単位が加算されます(予防は100単位)。
- ※ 入院中に医療機関と共同して在宅での療養上必要な指導を行った場合に、1回につき600単位が加算されます。あるいは、新規に訪問看護計画書を作成した場合に、初回訪問月に300単位または初回訪問日が退院日の場合は350単位が加算されます。
- ※ 訪問介護事業所と連携し痰の吸引等に係る計画の作成や介護員に助言等の指導を行った場合に、1月につき250単位が加算されます。
- ※ 特別管理加算を算定していない利用者が1時間30分を超えて利用する場合、30分ごとに2000円が加算されます。
- ※ 上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の(介護予防)居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。また、料金は介護保険の改正等により変わることがあります。別紙料金表をご参照ください。

(2) 交通費

前記1の(1)のサービスを提供する実施地域内の(介護予防)訪問看護には、交通費はかかりません。地域以外の方はご相談ください。

(3) 料金のお支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたします。お支払いいただきますと、領収証を発行いたします。お支払い方法は、銀行引き落としまたは現金集金となります。

5、緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前のうちあわせにより主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。尚、(介護予防)緊急時訪問看護加算を算定する利用者には、別紙にて24時間対応の担当者連絡先をお知らせします。

6、事故発生時の対応方法

利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村・親族・居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。尚、事業者は「訪問看護事業者総合補償制度」に加入しています。

7、虐待の防止

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するための指針を整備し、必要な措置を講じます。また、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。介護者及び利用者の家族等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行っておりません。

8、ハラスメントの防止

事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為、及びパワーハラスメント・セクシャルハラスメントなどの行為により、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

9、業務継続計画の策定

感染症や災害発生時において、訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。